

神戸市立青少年科学館展示室等改修（第2期）

業務仕様書

令和6年8月8日

神戸市文化スポーツ局文化交流課

1. 目的

本業務は、「神戸市立青少年科学館展示更新計画（第2期）」及び青少年科学館展示更新デザインルールに基づいて、展示装置等の設計と施工を行うことを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

神戸市立青少年科学館展示室等改修（第2期）

(2) 実施場所および対象箇所（別紙1）

神戸市立青少年科学館（神戸市中央区港島中町7-7-6）

新館2階展示室（約740㎡）・新館3階展示室（約700㎡）・新館2階、3階便所（約60㎡）

(3) 契約期間

契約日から令和8年3月25日まで

詳細な業務実施期間については、契約締結時に決定する。

(4) 業務項目

- ア 新館2階、3階の展示物、内装等の設計図面作成業務
- イ 新館2階、3階平面図、展示装置等製作図面作成業務
- ウ 新館2階企業協力展示物の製作・設置等の工程調整および管理業務
- エ 展示装置等製作・改修業務
- オ 解体撤去移設業務
- カ 展示場、実験室、工作室等施工業務
- キ 便所改修業務
- ク 施工業務管理
- ケ その他上記業務に付随する業務

3. 業務内容

別添「神戸市立青少年科学館展示更新計画（第2期）」（以下、「更新計画」という。）および「青少年科学館改修デザインルール」（以下「デザインルール」という。）「青少年科学館便所改修仕様書」（以下、「便所改修仕様書」という。）「青少年科学館便所改修図面」を参考に、新館2階展示室および新館3階実験室、工作室（以下、「サイエンスラボ」という）およびそれぞれの階に付随する便所の改修を科学館全体の統一した内装・デザイン等に準拠させて行う。

内容に関しては、神戸市の承認を得ること。

特記事項

(1) 新館2階展示室実施設計および施工業務

ア 新館2階展示室全体の内装（便所を含む）・館内サイン。

提供されるデザインルールを基に、内装（床、壁面、照明、音響、便所内部）、館内サイン（案内サイン・誘導サイン、案内板等）の実実施設計を行う。

イ 展示解説。

解説の表示方法（媒体）、設置場所等についてデザインルールを基に施工する。

ウ 展示装置等の設計及び施工

- ① 「いのち」に関する展示の充実に資する展示装置とすること
 - a 神戸市が設置する「人体をめぐる展示」に関する展示別添えの資料の「人体をめぐる展示」を参考とすること。
 - b 「人体をめぐる展示」に関連する展示協力企業が設置する展示物のサインや照明、動線を考慮した展示物の配置計画及び設置。
- ② 「くらし」に関する展示の充実に資する展示装置とすること
 - a 神戸市が設置する「水素関連の展示」に関する展示別添えの資料の「水素関連の展示」を参考とすること。
 - b 展示協力企業が別途準備する展示物のサインや照明、動線を考慮した展示物の配置計画及び設置。
- ③ その他
 - ア、イ、ウの部分以外に、館および展示室全体の統一感を出すために必要な内容に関するの実施設計を作成し、施工する。

(2) 新館2階展示室の企業協力展示の調整及び管理業務

- ア レギュレーション等管理調整に必要なマニュアルの作成
- イ 進捗状況の管理体制の構築
- ウ 企画内容や工事工程の調整及び管理
- エ 品質管理体制の構築
- オ 展示協力企業との連絡体制の構築

(3) 新館3階「サイエンスラボ」実施設計及び施工業務

- ア 新館3階全体の内装（便所を含む）・館内サイン。
提供されるデザインルールを基に、内装（床、壁面、照明、音響、便所内部）、館内サイン（案内サイン・誘導サイン、案内板等）の実施設計を行う。
- イ 実験室の設計および施工
 - ① 平日の学校団体、休日等のクラブ・講座等で使用することを目的とする。
 - ② 次の要求水準を満たすこと。
 - ・ 小学校の理科室相当（99㎡以上）の諸室で、理科実験や観察など学校教育が補完できるものとして、提案する活用方法を踏まえた仕様とする。
 - ・ 「物理」「化学」「生物・地学」のどの分野にも対応できる3室とする。
 - ・ 実験室は、可能な限り室内の可視化に配慮すること。
 - ・ ドラフトチャンバーを設置可能など高校で行う実験にも対応した機能とする。
ドラフトチャンバーは、3室のうちのいずれか1室に、1台設置する。
 - ・ 各実験室には、指導者用の実験台（流し、コンセント付）1台、4人掛けの実験台（コンセント付）10台を設置する。4人掛けの実験台は、用途に応じて移動できること。
天板は、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性に優れたものとする。
教師用実験台は、引き出し及び棚板がついているもの、その他の物は棚板がついているものとする。
参考品 4人掛け コクヨ SG-NS2H18LMDN
 - ・ 各実験室の椅子は、座面が角か丸のもので背もたれの無いものとし、各室に40脚設置する。

座面の材質は耐薬品性のものとし、木製またはFRP製とする。

参考品 ウチダ 2-548-0101 ウチダ 6-726-3253

- ・ 実験室の用途に沿った、流し、水回りを設置する。設置に際しては、実験台を移動する妨げとならない場所に設置すること。
- ・ 各実験室は光学実験が可能な暗闇とすることができ、その操作は遠隔操作が可能な仕様とする。
- ・ 各実験室には、収納型のスクリーン、プロジェクターを設置し、遠隔操作可能な仕様とする。また、PCやDVD等からの外部入力も可能な設定とする。
- ・ 各実験室には、収納型のモニターを2台以上と、モニターに指導者の手元を映すカメラを1台設置する。
- ・ 準備室、薬品庫を整備する。（3室共用とすることも可）
- ・ 準備室には、指導者が、事前準備や簡易な予備実験等が可能なスペースを確保する。
- ・ 実験室には、土砂の流出を防ぐトラップ付流しを設置する。
- ・ 各実験室でwifiを使用してのインターネット接続および充電が可能な環境を整備する。インターネットへの同時接続や、遠隔授業時に遅延が起こらないように配慮する。
- ・ ワイヤレスマイク及びスピーカを設置する。
- ・ 壁面には可能な限り、収納を確保する。

ウ 工作室の設計及び施工

① 用途及び目的

- ・ 工作機械を備え、自由に工作を行うことができるスペースとして使用する。
- ・ ここには、様々な素材や材料を準備・提供するとともに、木工や金工など、多様な体験ができる工具等を設置する。
- ・ 木工・金工のみならず、ロボット制作や3Dプリンターの活用など、科学に関するより幅広い制作活動を行う。

② 次の要求水準を満たすこと

- ・ 上記の用途・目的に対応できる設備を設置できるスペースや机の他、コンセント・流し・水回り設備等を確保する。
- ・ 可能な限り室内の可視化に配慮すること。
- ・ 木工、金工による粉塵の発生を想定し、作業スペースの確保及び集塵装置の設置を行う。なお、粉塵が発生する作業を行うスペースは、視認性を確保しつつ、一般作業スペースと区画すること。
- ・ 様々な素材や材料を提供するための棚を設置する。
- ・ 工具や材料が収納できる準備室の設置が望ましいが、各室に収納棚を設けることでそれに代えることも可とする。
- ・ 少なくとも2室の設置が望ましく、そのうちの1室は壁面を稼働して、オープンスペースとしての活用ができることが望ましい。また、そのうちの1室は40名が利用可能な大きさとする。
- ・ 各工作室には、収納型のスクリーン、プロジェクターを設置し、遠隔操作可能な仕様とする。

また、PCやDVD等からの外部入力も可能な設定とする。

- ・ 各工作室には、収納型のモニターを2台以上と、モニターに指導者の手元を映すカメラを1台整備する。
- ・ 工作室に設置する机は、天板を木とする。参考品 内田洋行 UW-404WA 40名利用可能な工作室にはこれを10台を設置する。もう1室にも必要な台数を設置する。
- ・ 工作室に設置する椅子は、木製で座面を角とし、背もたれの無いものとする。40名利用可能な工作室にはこれを40脚設置する。もう1室にも必要な数を設置する。
参考品 ウチダ 2-548-0203

一般留意事項

(1) 展示室および便所平面図・展示装置等製作図面・内装施工図面等作成について

展示室に関しては、受注者が提案した内容を勘案した展示アイテムおよび企業協力展示等の配置に係る施工図面を作成する。展示アイテム等とは、新規展示装置、ほか什器(展示ケース、スポット照明、防犯カメラ)、館内サイン(案内サイン、誘導サイン等)を含むものとする。

便所に関しては、「便所改修仕様書」を基に、受注者が提案した内容を勘案した施工図面を作成する。

いずれも、神戸市の承認を得ること。

ア 平面図の作成

① 展示装置等の配置図を作成する。

展示空間ゾーニング、動線計画、展示対象資料の空間配置の決定

② 各階便所の平面図を作成する。

「便所改修仕様書」、「青少年科学館便所改修基本計画図」を参考にする。

イ 展示装置等製作図面の作成

展示装置等の姿図・平面図・立体図面等を作成し、製作に必要な製作図面を作成する。

ウ 内装施工図面の作成

① 施工対象区域の壁、床、照明、防犯カメラ等の設置・施工図面及び使用部材リストを作成する。その際、必要に応じて、給電・給排水・排気・通信回線(LAN等)の改修図面及び立面図も作成する。

防犯カメラの設置に関しては、新たな展示空間ゾーニングを基に、防犯上の優先度を考慮して必要台数を算出すること。

② 便所改修に必要な施工図面および使用部材リストを作成する。その際、必要に応じて、給電・給排水・排気の改修図面及び立面図、展開図も作成する。

エ 設計上の留意事項

① 展示装置等の決定にあたっては、専門家の監修を受け、最新の研究・情報が反映されるよう留意すること。

② また、視覚的な要素だけでなく、五感で心地よさを感じられる空間をどのように作っていかも考慮し、サウンドデザインなども意識すること。特に、展示室や展示物からの不要なノイズを減らすとともに、来館者の聴覚満足につながる、心地よい環境を提供することを心がける。

(2) 展示装置等の製作・改修について

展示装置等製作図面に基づき展示装置等を新規製作又は既存改修する。展示装置等については、製作工場で仮組みし、市担当職員による動作等の確認検査を受ける。また、新規製作、既存改修によらず、展示装置のメンテナンスに必要な点検口の鍵（ドライバー、レンチ、スパナなど通常工具で着脱できるものは除く）は共通とする。

ア 新規展示装置の製作

新規展示装置については、適宜試作を行い、機能・耐久性・安全性について市担当者が確認した上で製作する。

イ 既存展示装置の改修

既存の展示装置のうち、改修を行うものは、現行の内容で大きさを変えるなどして、新規に製作を行う。継続使用するものについては改善のための改修を行う。また、既存仕様のまま継続使用する展示装置についても、必要な消耗部品の交換を含むオーバーホールを行い新規製作展示装置と同等の安全性、耐久性を担保する。

ウ グラフィックパネル・展示キャプション・映像素材の制作・設置

展示アイテム等に付随するグラフィックパネル、展示キャプション等を作成し設置する。

また、展示アイテムリストに示す映像素材を制作し、映像装置に組み込む。

(3) 展示装置の設計及び製作に関する留意事項

展示装置の設計及び製作に関しては次のことに留意すること。

- ア 安全面及び衛生面、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したものとすること。
- イ 学校教育との関連を考慮し、学校では実現困難な体験ができる要素を可能な限り取り入れたものとすること。
- ウ 来館者（子供から大人まで）の好奇心を刺激し、科学意識を高めるものとすること。
- エ 来館者（子供から大人まで）がただ単に見るだけでなく、何らかの働きかけができるものを設計し、製作すること。特に体験可能な現象を展示する場合は、体験できるようにすること。
- オ 展示装置は、内容（コンテンツ）を入換え可能にする等、容易に陳腐化しないよう工夫したものとすること。
- カ 新たに展示装置を設置するだけでなく、既存の展示物の活用及び変更等も検討し、展示室全体を意識した編成を図ること。
なお、改修や修繕する展示物は、十分なリニューアル感が出るように配慮すること。
- キ 操作部及び稼動部については、長期(10年程度)使用を前提とし、十分な耐久性を持たせること。また、コンピュータシステム等の更新が必要な装置は長期使用に適するかどうか十分に考慮すること。
- ク 使用する部品及び機器はJ I S規格のものを使用し、後年(10年程度)修繕可能な制御機器等を使用すること。展示内容によって消耗品が必要な場合は、汎用物品での補充が容易なものを採用する等、保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないような配慮をすること。
- ケ 揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料を使用すること。使用する材料は、揮発性有機化合物の含有や使用の有無を製品安全データシート(MSDS)等で確認

すること。材料等の現場受け入れ時には、事前に書類で確認した製品と現物が同一のものか納品書と共に再確認を行い、確認結果を搬入記録写真と共に業務の着手に先立ち提出すること。

コ 展示照明にLED照明を使用する等、省エネルギーに考慮すること。

サ 概要について示す解説パネル等を設置し、展示装置のタイトル、使用方法を明確に示すことで当該展示装置については来館者のみで使用できるものとする。

シ 納入をする機器等について納入後に必要な交換部品、消耗品、保守点検、機器更新等の内容、時期、経費等を記載した維持管理計画書を作成すること。維持管理計画書には、機器等の長寿命化を図るための方策やライフサイクルコストも併せて示すこと。

ス 設計の時点において設置を想定していた機器等が、モデルチェンジ等により納入時点で後継機種に変わっている場合は、改めて協議のうえ機器を決定する。ただし、その性能は設計時点のものと同様以上のものとする。

(4) 便所改修について

施工にあたっては、期間を短縮する工夫や、休館を極力避ける工夫を行うこと。また、工事にあたって、十分な防音、防塵、振動対策を行うこと。

(5) 解体撤去移設について

当該スペースに設置している既存の展示装置等および便所の解体、撤去、移設については、本業務の中で行うこととする。

ア 施設・建築設備等の養生

本業務の実施にあたり、施設・建築設備等の養生を行うこと。

イ 設備等の解体撤去

廃棄対象物については、適切な分別により廃棄できるように安全に解体し撤去する。

ウ 継続使用設備等の分解撤去

継続使用する展示アイテム等については、必要に応じて安全に分解、梱包し改修工場や保管場所等へ搬出し適切に保管する。

(6) 展示場等施工について

3(1)、(3)の設計に基づき対象区域を完成させる。受注者は施工に関して労働安全衛生法など関係法令・例規を遵守し、法令等による官公庁その他の手続きを行うこと。

ア 内装仕上げ

対象区域等の床面（タイルカーペット等）、壁面仕上げ、施工壁の設置を行う。施工壁等にあらたに扉を設ける場合は、共通の鍵を備えることとする。

イ 給電、給排水、排気、通信回線（LAN等）の整備

展示アイテム等に必要なユーティリティの供給環境を整備する。

ウ 照明・音響の整備

対象区域等の新たな構成にあわせて、照明・音響設備を構築する。

エ 防火・防災設備の整備

対象区域等の新たな構成にあわせて、防火・防災設備を整備し、神戸市消防局の検査を受ける。

オ 防犯カメラの整備

対象区域等の新たな構成にあわせて、防犯上の優先度を考慮して防犯カメラを整備する。設置にあたっては、第1期の仕様を参考に既存のネットワークに容易に接続でき、容易に拡張もできるようにしておく。防犯カメラはPoE対応ネットワークカメラで館内LANを構築し、レコーダーに2週間以上記録を残すとともに館内LAN接続のパソコンから閲覧できるものとする。

カ 展示アイテム等の設置・調整

展示アイテム等の搬入、組立てを行い設置する。なお、展示アイテム等の設置にあたっては、耐火、耐震に配慮し、重量物については床壁等の構造を確認し、必要に応じて壁や床面を補強する。

キ 企業展示アイテム等の設置・調整および管理について

企業協力展示に関しては、レギュレーション等管理調整マニュアルに基づき、各企業が搬入、組立てを行い、設置できるように、全体のスケジュールの管理を行いながら支援する。企業協力展示アイテム等の設置にあたっては、耐火、耐震に配慮し、重量物については床壁等の構造を確認し、必要に応じて壁や床面を補強するよう指導する。

ク 館内サインの整備

デザインルールに基づき、新館2階、3階に必要な案内板等を設置する。主な案内板等は以下のとおりとする。

- ・案内サイン
- ・誘導サイン（便所、階段、エレベータ、エスカレータ、非常口等の誘導）

(7) 施工監理業務について

関連工事等の調整、取合い（工事区分）の調整、工程管理等全体の監理業務を行う。

(8) その他上記業務に付随する業務について

ア 予備品の納品

通常の運用において消耗、破損が予想される部材については、予備品リストを作成し、概ね1年間の予備品を納品する。特に製作、加工などを要する特殊な部材については、あらかじめ予備品を製作して納品する。必要な予備品個数については設計段階で別途協議する。予備品は一括管理できるよう適宜ボックス等に収めて引き渡しすること。

イ 広報用素材の提出

リニューアル広報に必要なデザイン素材をデータで提出する。

ウ ランニング試験の実施及び説明

展示アイテム等については検収実施前に2週間程度のランニング試験を実施し操作性、耐久性等確認する。

エ 初期故障への対応

リニューアルオープン後1か月については、初期不良等の故障に速やかに対応できる体制を取る。

4. 現場管理・法令順守・保険

- (1) 納入期限及び想定される工程から、展示室等の閉鎖が必要となる時期を明示すること。

(2) 適用基準

本業務は、国土交通省 大臣官房 官庁営繕部が公表している次の基準を準用し、受注者の責任において履行するものとする。ただし、より優れた技術等により業務を行う場合は、市担当職員と協議の上、当該基準によらないことができる。

- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（平成 25 年版）（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準書式
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（平成 26 年 3 月改定版）
- ・ 営繕工事写真撮影要領（平成 27 年版）

(3) 担当職員の立会い等

(2) の基準により、必要に応じて市担当職員の立会い、承諾、協議、報告、検査を受けること。特に隠蔽箇所、足場等の必要な箇所については、必ず市担当職員の立会いを求め、確認を行うこと。

(4) 消防計画

作業における消防計画書等の書類作成と手続きを行うとともに、計画に基づき安全面に十分配慮した作業を行うこと。

(5) 清掃

作業後は、不要物・残材等を撤去し、清掃を十分に行うこと。

(6) 作業時間

作業時間は原則開館日の 9 時から 17 時までとするが、火気類を使用したり、休館日に作業する必要が生じたり、館内での改修工事の実施に伴い作業日時に制限が生ずる場合等については、別途市担当職員と協議の上、承認を得て、作業時間を決定すること。

(7) 関係法令の遵守

本業務の履行に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。

(8) 官公庁その他手続き

本業務により受注者側に関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受注者はその手続きを速やかに行い市に報告する。また業務範囲において市が関係官庁への認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等に協力し、その経費を負担する。

(9) 安全確保

機器・設備の設置に当たり、来館者への安全確保は万全を期すこと。作業員等の安全確保に努め、事故等が生じた際には、必要な措置等を適切に実施すること。

(10) 損傷保障

作業においては既存の施設・設備を破損・汚損することのないよう十分に配慮すること。万が一破損・汚損した場合には施設管理者に速やかに報告し対応を協議の上、修復や弁償等を行うこと。

(11) 保険

本業務にあたっては、火災保険または適切な保険に加入すること。

(12) 注意事項

作業方法等

ア 工事の実施にあたっては、市担当者に事前に調整を行うこと。

- ① 工事車両の進入及び工事に際し、施設利用者等の安全について十分に注意すること。
- ② また、機材等の搬入・搬出にあたっては、市担当職員と協議・調整を行うこと。この際、警備員及び交通誘導員の配備が必要と認められた場合、その費用は受注者が負担すること。なお、工事車両駐車場及び資材置き場等については、事前に市担当職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
- ③ 入館にあたっては、当館の規則に従い、必要書類を事前に市担当職員に提出する。また作業日毎に作業の内容を伝え、作業終了時には報告を行うこと。
- ④ 作業の進め方については、当館の設備総合管理者等との調整が必要な場合があるため市担当職員に事前に確認し、関係各所への周知と了解のもと実施する。
- ⑤ 電源切替等により停電を伴う作業等が必要な場合は、施設の運営に影響が出ないように十分検討したうえで、事前に市担当職員に説明し了解のもと実施する。
- ⑥ 主要な建具・機器・配線等は、メンテナンスを考慮した作業スペースの確保や、配線では要所に線名札を設置する。
- ⑦ また、配管・配線、その他の工事において、防火区画貫通部の施工がある場合は、関係法令・例規に適合したもので、貫通部に適合するよう施工すること。
- ⑧ 施工時は、既存施設、設置物等に作業範囲毎に適切な養生を行い、汚れや損傷がないよう注意する。
- ⑨ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、受注者の責任と負担において、積み込み、運搬から最終処分までを関係法令等に従い適正に処理する。なお適正に処理したことを証する書類（マニフェスト）を提出する。

イ 安全対策等

- ① 作業にあたり、当該建物、設備はもとより、第三者に危害、損害または妨害を与えないよう十分留意すること。
- ② 作業期間中は、毎日作業前に危険予知や危機管理に関する確認作業、作業内容や手順の確認、作業員の健康状態の確認、服装点検、危険箇所等の確認を行い、安全の確保に努めること。労働安全衛生法など関係法令・例規に基づき、以下のような必要な措置をとること。
 - ・ 安全教育、安全巡視等
 - ・ 現場KY活動
 - ・ 安全帯（高所作業時）など安全用具の装備
 - ・ 工事中であること及び工事場所への立ち入り禁止など、注意事項を明示する。
 - ・ 地震時の機材転倒防止や電源工事の感電防止など、災害・電気事故防止対策等を確実にすること。
- ③ 作業に使用する工具、仮設材は、事前に点検し安全を確かめて使用すること。また、常に点検整備に務め、目的に合った使用を行うこと。
- ④ 工事期間中に搬入した資材等は、安全な場所に整理した状態で仮置きすること。なお、搬入・搬出方法、保管場所については、市担当者及び関係者と協議して決定する。

- ⑤ 受注者は、定められた区域以外には無断で立ち入りせず、業務に関して立ち入る必要がある場合は市担当者に連絡し、その指示のもとで行動すること。また、工事エリアは、部外者（一般職員、来館者等）が不用意に近づけないよう防護措置を施すこと。
- ⑥ 館内及び敷地内は、禁煙とする。
- ⑦ 所定時間外に作業を行う場合は、市担当者に事前に連絡し、許可を受けたうえで行うこと。
- ⑧ 作業責任者がやむを得ず現場を離れる場合は、その理由を市担当者に連絡して了承を得るとともに、作業責任者が指名した者が代行すること。
- ⑨ 危険物（塗料など）は、事前に市担当者及び関係者と打合せを行い、施設内には当日作業に必要な最低限の量を持ち込み作業終了後は館外へ搬出するなど、施設内の安全確保を徹底して、法的に定められた使用及び管理を行うこと。
- ⑩ 作業等に際しては、原則として火気は使用しない。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検、施錠確認を徹底すること。
- ⑪ 作業者は、作業に適した服装、作業靴を着用して作業すること。
- ⑫ 工事に関して、部外者（一般職員、来館者）など第三者から問い合わせや苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応するとともに市担当者に報告すること。

(13) 記載のない事項

仕様書等に記載のない事項または疑義が生じた場合については、検討資料を提示して市担当職員に確認するとともに、その指示を受け承認を得たうえで実施すること。

(14) 軽微な変更

業務実施にあたって、軽微な事項については、業務達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、市担当職員の指示又は確認を得た後に行うことができるものとする。この場合契約金額の変更はしない。

5. 完成図書

検収検査完了後、下記書類を提出する

- (1) 完成図完成図書（竣工図、施工図、製作図面など）・・・・・・・・・・ 2部
- (2) 完成図CADデータ（JW-CAD及びDXF形式、ウイルスチェックの上）・・・・・・・・ CD等2枚
- (3) 納入機器仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (4) 展示アイテム等製作図・取扱説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (5) 試験成績書（必要により提出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (6) 工事写真（施工前、施工途中、施工後）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (7) 官公庁届出書類など、保存を必要とするもの・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (8) 工事完成届（業務完了届）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (9) 上記書類のPDFデータ（ウイルスチェックの上）・・・・・・・・・・・・・・ CD等2枚
- (10) 完成経費内訳明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

6. 委託料に関する事項

(1) 委託料の支払い

2期払いとする。第1期は令和6年度末に展示場内装等設計業務分について51,000,000円（消費税等を含む）を上限に、第2期は全ての業務完了後に343,000,000円（消費税等を含む）を上限に、各々、当該業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(2) 契約保証金

契約者は、契約保証金として契約額の100分の3以上に相当する金額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約候補者が、保険会社との間に神戸市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を契約前に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

7. その他

(1) 守秘義務

本業務の内容及び業務実施上知り得た内容は第三者に示してはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。

(2) 著作権等

成果物にかかる内容すべては神戸市に使用権が帰属する。

(3) コンプライアンス

ア 受注者は、本業務遂行にあたり、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他関係法令・例規、社会的規範を遵守すること。

イ 受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前項を遵守させるために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償責任

受注者の故意又は重大な過失によって、神戸市又は第三者に損害を与えた場合、客観的に承認された損害証明に基づき、受注者は、賠償又は補償を行うこと。

(5) 一括再委任の禁止及び一部再委任の承諾

業務の全部又は神戸市が指定した部分の業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、他の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、予めその部分及び第三者の名称と所在地を明らかにしたうえで神戸市の承諾を得ること。

(6) 設備の取扱い研修の実施

履行期間完了までに展示装置を運営する者の研修期間を十分に設け、万全の準備を行うこと。（研修の内容は、取扱いのほか、軽微な部品の交換方法、トラブル時の対処方法等を含む。）

(7) 保証期間

施工物・据付けの保証期間は、引渡し完了の日から1年間とし、無償で対応すること。ただし、基本的な設計・施工及び据付け・施工に関わる不具合・故障等が発生した場合は、この限

りではない。

(8) 不具合等

施工した展示装置について、保証期間中に不具合・故障等が発生した場合は、速やかに補修・修繕を行うか又は新品と交換し、神戸市立青少年科学館の業務に支障が生じないようにすること。

(9) 打合せおよび展示更新検討委員会への協力

最低月2回打合せを行い、進捗確認を行うものとする。その他、必要に応じて適宜打合せを行うこととする。あわせて、神戸市が開催する展示更新検討委員会に協力および必要に応じて出席すること。また、打合せ記録簿の作成を行うこと。

(10) その他

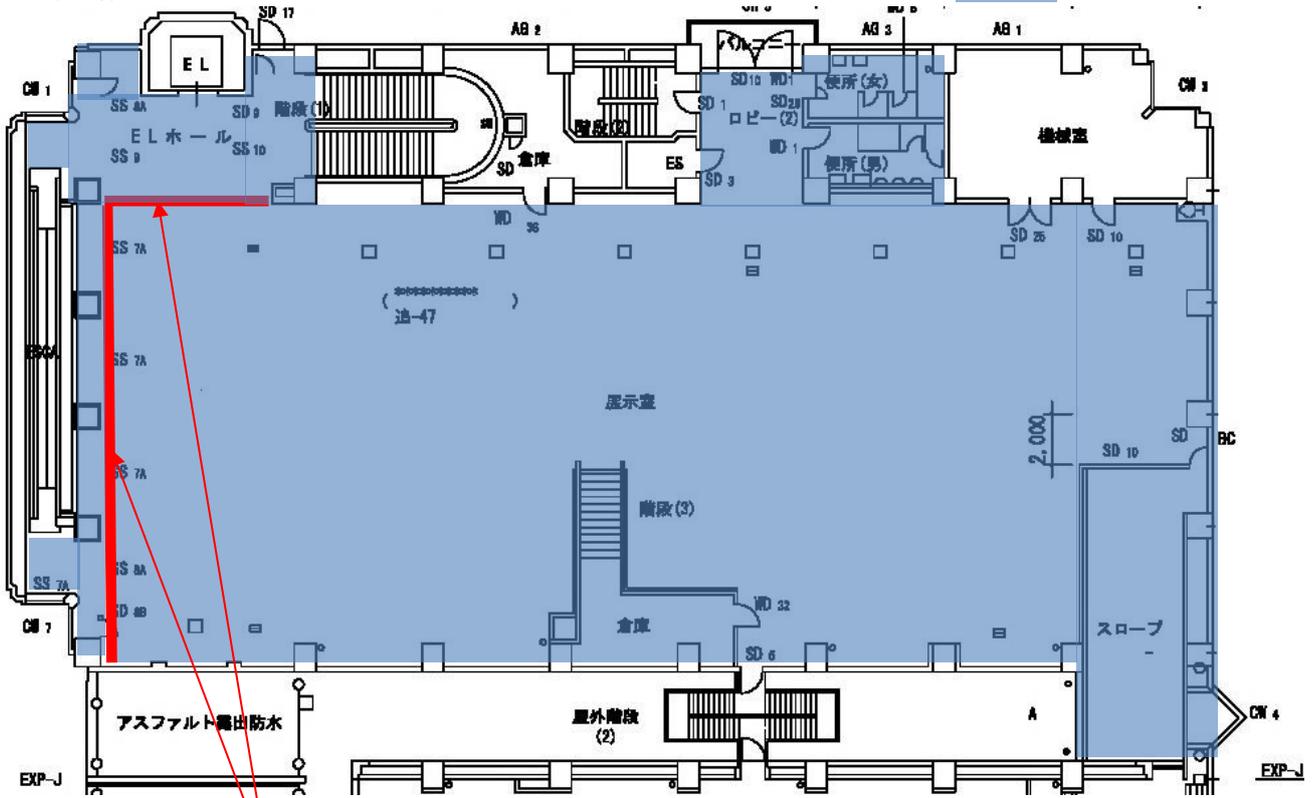
本仕様書に記載のない事項についても、神戸市が必要と認める軽微な作業については契約金額の範囲内で実施すること。

なお、業務内容に疑義を生じた時や不明な点があれば、そのつど協議のうえ決定する。

別紙 1-1 展示リニューアル部分 展示部分

新館2階

改修部分



エスカレーター改修及び出入口のため展示物設置不可

ユニバーサルトイレの設置

